

「令和元年台風第19号災害義援金」について

問 / 福祉課 (☎ 58-2230、FAX 58-2294)

令和元年台風第19号災害で被災された方々を支援するため、日本赤十字社能美市地区では福祉課、寺井・根上窓口センターで義援金を募っています。皆さまからのあたたかい善意をよろしく願います。

また、日本赤十字社では次の郵便振替口座が開設されています。

【ゆうちょ銀行・郵便局】

- ▶ 口座記号番号 00190-8-515005
- ▶ 口座加入者名 日赤令和元年台風第19号災害義援金

▶ 受付期限 令和2年3月31日(火)まで
※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載願います。

※ゆうちょ銀行、郵便局窓口での取り扱いの場合、振込手数料は免除されます。

「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」について

問 / 福祉課 (☎ 58-2230、FAX 58-2294)

令和元年台風第15号千葉県災害で被災された方々を支援するため、日本赤十字社能美市地区では福祉課、寺井・根上窓口センターで義援金を募っています。皆さまからのあたたかい善意をよろしく願います。

また、日本赤十字社では次の郵便振替口座が開設されています。

【ゆうちょ銀行・郵便局】

- ▶ 口座記号番号 00100-8-451648
- ▶ 口座加入者名 日赤令和元年台風第15号千葉県災害義援金

▶ 受付期限 令和元年12月30日(月)まで
※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載願います。

※ゆうちょ銀行、郵便局窓口での取り扱いの場合、振込手数料は免除されます。

危険ブロック塀除却補助制度があります

問 / 建築住宅課 (☎ 58-2251、FAX 58-2298)

道路に面するブロック塀などの倒壊による事故を未然に防ぎ、歩行者の安全確保や災害時の緊急車両の通行を確保するため、ブロック塀などの除却に関する費用の一部を補助します。

▶ 補助の対象となる塀

- ・道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの。
- ・道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で傾き、ひび割れなどの劣化が著しいもの。
- ・建築基準法第42条第2項道路のみなし境界内にある塀または擁壁などの工作物。

▶ 補助金額

除却する塀の面積1㎡当たり4,000円、上限10万円

▶ 注意事項

- ・市税等の滞納が無い方に限ります。
- ・除却後、設置する塀などは建築基準法の規定に適合する必要があります。

補助制度について、詳しくは建築住宅課へご相談ください。

初めて出産する妊婦さんに訪問を実施しています

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

能美市では7月から、もうすぐ出産を迎えるママを対象に助産師が電話連絡後、ご自宅に訪問し、妊娠中の経過や出産・産後に向けた準備・サービスについて説明しています。その他にも、妊娠後期特有のからだの変化に関する悩みや、不安についての相談にも応じています。

妊娠32～34週頃に、随時お知らせを送付しています。

第2子以降の出産予定の妊婦さんでもご希望の方は、健康推進課までご連絡ください。



訪問の様子

「マイナンバーカード」を作しましょう (初回無料)

～コンビニ交付サービスが利用できる～

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213、FAX 58-2293)

● マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの申請は通知カード下部の申請書または市民窓口課、寺井・根上窓口センターでお渡しできる申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送してください。申請後、カード受け取りのご案内が届きましたら、必ずご本人が来庁ください。ご案内は約1か月後になります。

● マイナンバーカード受け取りの休日窓口を月2回開設しています

日時 11月10日(日)、24日(日) 9時～16時

場所 市役所本庁舎 市民窓口課

※交付場所が寺井・根上窓口センターになっている方で休日窓口(市民窓口課)での受け取りを希望される方は、能美市役所管内でマイナンバーカードの移動が必要な都合上、4日前までに市民窓口課へご連絡ください。

● マイナンバーカード受け取りの予約サイトをご利用ください

(11月1日開設)

受け取り窓口では予約された方を優先的にご案内します

- ・パソコンやスマートフォンなどから受け取り日時を予約できます。
- ・マイナンバーカード受け取りのご案内が届いた方から予約してください。

下記アドレスの予約サイトにアクセスし、受け取りのご案内に同封しましたIDとパスワードを入力し予約日時を指定してください。

※予約はお電話でも承ります。お電話での予約を希望される方は、市民窓口課へお電話ください。住所、氏名、受け取り希望日時、交付場所、予約サイト用のID・パスワードをお伝えください。

※予約サイト用のID・パスワードをお持ちでない方(予約サイト開設以前にマイナンバーカード受け取りのご案内を送付した方)もお電話で予約を承ります。また、ご自身で予約サイトで予約することもできます。

マイナンバーカード受け取り予約サイトアドレス

→ <https://mynumber-nomi1.resv.jp/>

マイナンバーカード受け取り予約サイト



コンビニ交付サービスについて

能美市ではマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなど(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなど)で証明書を取得できる、コンビニ交付サービスを実施しています。

利用できる時間

6時30分～23時

土・日曜日、祝・休日でも利用できます(12月29日～1月3日を除く)。

取得できる証明書

- ◆住民票の写し 1通 200円
- ◆印鑑登録証明書 1通 200円
- ◆戸籍の附票の写し 1通 200円
- ◆戸籍謄・抄本 1通 450円

※戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写しは能美市に本籍がある方が取得できます。

☆市役所窓口で住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しを取得する場合、手数料は300円ですが、コンビニでは手数料200円で取得でき、100円お得です!(コンビニのマルチコピー機でご自身の操作が必要です。)

市役所窓口で取得するより100円お得です!

**令和元年11月5日(火)からスタート!
住民票の写し、印鑑登録証明書、マイナンバーカード(通知カード)に旧氏(旧姓)が併記できます**

住民票に旧氏を併記するためには、請求手続きが必要になります。住民票に旧氏が併記されると、印鑑登録証明書、マイナンバーカード(通知カード)や公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧氏が併記されます。

旧氏併記のための請求手続きは2段階

STEP 1 旧氏が記載された戸籍謄本等を用意しましょう。

STEP 2 用意した戸籍謄本等と一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、住民登録地の役所へ行こう!

※その他必要な書類がある場合があります。

旧氏併記はこんなときに役立つ

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧氏が使われる場合で、その証明に使えます。
 - 就職、転職時など、仕事の場面でも旧氏で本人確認ができます!
- ※手続き時には提示先にご確認ください。

障がいのある人もない人も 共に暮らしやすい共生社会の実現のために

問 / 福祉課 (☎ 58-2230、FAX 58-2294)

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」(共生社会づくり条例)が令和元年10月から施行されました。

この条例では、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指しています。条例の中では県民・事業者の皆さんを対象として、不当な差別的取扱いをしてはいけないこと(義務)、合理的配慮を提供すること(努力義務)を求めています。共生社会の実現にむけ、ご協力をお願いします。

「不当な差別的取扱い」とは?

正当な理由なく、障害を理由として、不利な区別や排除をしたり、権利の制限をしたり、障害のある人だけに条件を付けることなどをいいます。

「不当な差別的取扱い」の例

- 車いすを使用していることや介助犬を連れてくることを理由に入店(参加)を断ること。
- 障害のある人の存在を無視することや偏見で傷つけること。

「合理的配慮の提供」とは?

障害のある人から、社会の中にある障害(バリア)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担の重すぎない範囲で、必要な配慮(変更や調整)を行うことです。

「合理的配慮の提供」の例

- 視覚障害がある人に対して
困ること…注文をしたいが、どのようなメニューがあるのかわからない。
対応……メニューを読み上げて説明する。
- 聴覚障害のある人に対して
困ること…説明されても聞こえない(聞こえにくい)。
対応……手話や筆談でコミュニケーションをとる。
- 知的障害のある人に対して
困ること…漢字や難しい言葉で説明されるとよく理解できない。
対応……読みがなを付けたり、簡単な言葉やイラストを使って説明する。

▶ 障害を理由とする差別に関する相談は、以下の相談窓口にご相談ください。
石川県障害者権利擁護サポートデスク (石川県庁9階 障害保健福祉課内) (☎ 076-225-1464、FAX 076-225-1429)

**～DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶をめざして～
パープルリボンキャンペーン 11月1日～30日**

情報発信元 / 福祉課 (☎ 58-2230、FAX 58-2294)

内閣府の調査によると、3人に1人の女性が何らかのDV被害を受けていることがわかりました。女性に限らず、配偶者や恋人からの暴力(身体・精神・経済支配等)、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為は犯罪を含む重大な人権侵害です。

「もしかして、これってDVかもしれない」「どうも友だち(子ども)が配偶者から暴力を受けているようだ」「恋人といると怖いし緊張する」などもしこのような気持ちがあれば、ひとりで悩まず、まずご相談ください。



期間中、能美市ふるさと交流研修センター「さらい」と市役所本庁舎ロビーにパープルリボンツリーを設置します。DVのない社会に向けたメッセージをツリーに結び付けます。

▶ 相談・問い合わせ
DVホットライン
(☎ 076-221-8740)、
福祉課 (☎ 58-2230)



**～消費生活とくらしの相談～
パネル展**

情報発信元 / 市長戦略室 (☎ 58-2204)

消費者が被害にあわない、安心・安全で豊かな生活を送るには、一人ひとりが、消費生活についての正しい知識を学ぶことが大切です。知識があれば、家族などの身の周りの人を見守り、被害に合う前に気付いて防ぐことができるからです。消費者トラブルの実例などを紹介したパネル展を下記の日程で開催します。

- ▶ 問い合わせ 消費生活センター (☎ 58-2248)
併せて、11月は「児童虐待防止推進月間(オレンジリボンキャンペーン)」および「DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶を目指すパープルリボンキャンペーン期間」であることから、その啓発に関するものを含めた「相談窓口」全般に関する展示を行います。
- ▶ 展示期間 11月1日(金)～11月29日(金)
- ▶ 展示場所 市役所本庁舎1階市民ホール

**～189(いちばやく)ちいさな命に 待たなし～
11月は児童虐待防止推進月間です**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、FAX 58-2293)

昨年度の児童虐待相談対応件数は全国で16万件を超え、年々増加しています。能美市では11月中、職員がオレンジリボン、オレンジジャンパー着用で啓発活動に取り組みます。この機会に児童虐待について考えてみませんか。



- 児童虐待・DV防止啓発街頭キャンペーン
日時 11月2日(土) 9時～16時30分
場所 子育て支援センター支援ホール
※ 啓発グッズの配布を行います。
- 児童虐待防止啓発パネル展示
日時 11月中
場所 能美市役所市民ホール
- 相談・問い合わせ
子育て支援センター (☎ 58-8200)



農地利用意向調査を実施します

問 / 農業委員会事務局 (☎ 58-2256)

農業委員会では、農地法の規定に基づき7月～10月末に遊休農地の発生防止・解消、違反転用防止・早期発見などを目的に農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施しました。

この調査結果に基づき、遊休農地(耕作されていないと思われる農地)と判断された土地所有者に対して、11月中に利用意向調査を行います。調査票が届いた方は、該当農地における今後の利用意向を回答いただきますようよろしくお願いいたします。

※この調査と行き違いで耕作の再開や農地の管理等をされていた場合は、ご容赦ください。



**児童虐待防止啓発講演会
「ママのイライラへの処方箋～体の仕組みを知り、自分をケアする～」**

日時 11月15日(金) 19時～20時30分(開場18時30分)
会場 辰口福祉会館 交流ホール
講師 医王ヶ丘病院精神科 魚谷千草医師
※参加無料、手話通訳、要約筆記あり
※配布資料の準備のため、事前にお申し込みください。



～講師プロフィール～
金沢市出身。三重大学卒、金沢大学大学院修了。医学博士、精神保健指定医、産業医。
現在は医王ヶ丘病院にて主に児童外来と女性外来を担当されています。

高齢者ドライバーの皆さん、本当に安全に運転できていますか？
免許返納者用のみバスフリーパス券のご案内

問 / 生活環境課 (☎ 58-2217、FAX 58-2292)

最近、全国的に高齢者の運転による交通事故が多発しています。日常の中で少しでも運転に不安を覚えたり、危ない場面があったと思ったりしたことがある方は、一度運転免許証の自主返納を検討してみてください。

能美市では、**自動車運転免許証を自主返納された70歳以上の方を対象に3年間無料で「のみバス」に乗れる「のみバスフリーパス」を交付しています！**

また、上記対象者の中で運転経歴証明書を発行された場合、発行手数料の1,100円分を補助しています。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

Q & A

・「のみバスフリーパス」発行の手続き方法や手続きにかかる期間は？

→能美警察署で運転免許証を返納した後、警察から発行される「申請による運転免許の取り消し通知書」とご自身の印鑑をお持ちの上、市民窓口課または寺井・根上窓口センターへお越しいただけますと、即日発行できます。

・運転免許証を返納したら身分証明書はどうなるの？

→返納の際に発行できる「運転経歴証明書」を身分証明書としてお使いいただけます。

販売は令和元年12月27日(金)まで
おでかけパスポート【タクシー乗車券社会実験事業】

問 / 地域振興課 (☎ 58-2212、FAX 58-2291)

令和元年6月3日から、「のみバス」のシニアパス券(3か月券)と免許返納者用フリーパス券利用者に、タクシーの乗車券を併せた定期券を販売しています。この事業は、「のみバス」の利便性を補足し、外出機会の確保や安心して外出できる環境を実現するために行う社会実験事業です。

- ▶ **対象者**
- ・ 65歳以上の市民
- ・ のみバス運転免許証返納者用フリーパス券利用者
- ▶ **販売期間** 令和元年12月27日(金)まで
- ▶ **販売場所** 市民窓口課、寺井・根上窓口センター
- ※市内の移動に限ります。事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。

利用者の声

- ◆お医者さんや、床屋さんに行くのに利用しています。シルバーカーを使っているのでも、移動の助けになっています。(80代女性)
- ◆病院へは、のみバスで行くのですが、診察の終わるタイミングにのみバスに乗れないとき、タクシー券を利用しています。非常に助かります。(80代男性)
- ◆買い物の帰りに、タクシー券を利用しています。(90代女性)
- ◆重い荷物があるときに、タクシー券を利用しています。とても便利です。(70代女性)

対象者	65歳以上の市民	運転免許返納者用定期券利用者(70歳以上)
券種と販売価格	① 中山間地域以外の居住者の方 【券種】(有効期間:3か月券) シニアパス券+タクシー乗車券(500円券 11枚 セット) 【販売価格】 6,000円	① 中山間地域以外の居住者の方 【券種】(有効期間:3か月券) タクシー乗車券(500円券 11枚 セット) 【販売価格】 2,000円
	② 中山間地域居住者の方限定 【券種】(有効期間:3か月券) シニアパス券+タクシー乗車券(500円券 18枚 セット) 【販売価格】 7,000円	② 中山間地域居住者の方限定 【券種】(有効期間:3か月券) タクシー乗車券(500円券 18枚 セット) 【販売価格】 3,000円

※中山間地域対象町会…(和佐谷町、岩本町、灯台笹町、大口町、長滝町、筋生町、和気町、寺島町、館町、金剛寺町、坪野町、鍋谷町、仏大寺町)

無料税務相談や年末調整説明会をご利用ください
11月11日～17日は「税を考える週間」です

情報発信元 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

国税庁では、毎年11月11日から17日までの1週間は「税を考える週間」とし、様々な広報広聴施策を実施しています。

『税を考える週間』11月11日(月)～11月17日(日)

テーマ: 暮らしを支える税

→税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取り組みについて紹介します。

● **期間中の行事予定**

① **税理士による無料税務相談**

日時 11月12日(火)、13日(水)
13時30分～16時30分

場所 小松市役所

問い合わせ 北陸税理士会小松支部 (☎ 24-6801)

② **税の作品展**

日時 11月11日(月)～15日(金)

場所 小松市役所

問い合わせ 小松税務署 (☎ 22-1171)

③ **特設コーナー開設**

国税庁ホームページに「税を考える週間」特設コーナーを開設、ツイッターによる各種情報の提供(税を考える週間前および期間中)

● **令和元年分 年末調整説明会**

日時 11月21日(木)10時～12時

場所 小松市民センター

対象 能美市内の個人・法人

問い合わせ 小松税務署 (☎ 22-1171)

入札期間は1月7日(火)から14日(火)まで
不動産期間入札公売

問 / 納税課 (☎ 58-2207、FAX 58-2292)

能美市では次の不動産を期間入札で公売しています。入札は原則どなたでも参加できます。

詳細情報は市ホームページで「不動産公売」と検索していただくか、こちらのQRコードからご確認ください。



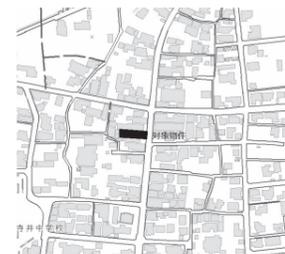
売却区分番号2

能美市石子町イ3番
 土地1筆 246.14㎡
 家屋1棟 1階 164.70㎡
 2階 74.82㎡
 見積価額 930,000円
 (公売保証金 93,000円)



売却区分番号4

能美市寺井町ラ125番
 土地1筆 198.34㎡
 家屋1棟 1階 77.68㎡
 2階 34.71㎡
 見積価額 470,000円
 (公売保証金 47,000円)



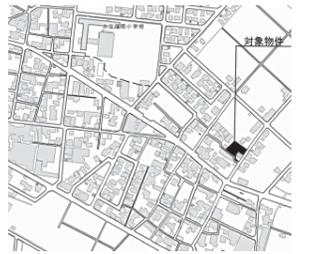
売却区分番号1

能美市三道山町ホ55番1
 能美市三道山町ホ55番2
 土地2筆 計376㎡
 見積価額 680,000円
 (公売保証金 68,000円)



売却区分番号3

能美市中庄町丁22番1
 土地1筆 736.80㎡
 家屋1棟 1階 218.86㎡
 2階 77.27㎡
 見積価額 2,540,000円
 (公売保証金 254,000円)



売却区分番号5

能美市福岡町甲65番
 能美市福岡町甲66番
 土地2筆 計2,745㎡
 農地のため入札に際して農業委員会から交付を受けた買受適格証明書が必要になります。
 見積価額 1,590,000円
 (公売保証金 159,000円)





利用団体の意向を把握し、希望施設・日時の調整をするために行います

市体育施設・コミュニティセンター体育室利用希望予定調査

問 / スポーツ振興課 (☎ 58-2273、FAX 55-8555)

令和2年4月から9月までの間で、該当施設の定期的利用を希望する団体に調査を実施します。利用を希望する団体・グループは「利用希望予定表」と「登録団体構成員名簿」を提出してください。用紙は、スポーツ振興課、市体育施設、市ホームページにあります。

▶ **対象施設** 市体育施設・コミュニティセンター体育室 (※小・中学校体育館は除く)

▶ **提出期限** 12月13日(金)

▶ **提出場所・問い合わせ**

市内体育施設……各体育施設またはスポーツ振興課 (☎ 58-2273)

コミュニティセンター体育室……ふるさと振興公社 (☎ 52-8008)



ひとりで悩まず、みんなで話し合しましょう

介護について理解を深めましょう

問 / 介護長寿課 (☎ 58-2233、FAX 58-2292)、我が事丸ごと推進課 (☎ 58-2234、FAX 58-4408)

● 11月11日は『介護の日』

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」と、覚えやすく親しみやすい語呂合わせから、11月11日が『介護の日』となっています。この機会に、介護について理解と認識を深め、介護従事者やサービス利用者、そして家族を支援し、あわせて地域社会での支え合いや交流を推進するため、「介護」を身近なこととして、ご家族みなで話し合しましょう。



● 『介護』・『介護予防』・『生活支援』の身近な相談先

能美市内には3か所のあんしん相談センターがあり、専門職員(保健師または看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士)がご相談に応じています。※あんしん相談センターは高齢の方だけでなく、障がいのある方や日常生活に困窮している方の相談も受け付けています。

- ▶ **【根上地区】 能美市根上あんしん相談センター**
(大浜町ノ85番地 能美市立病院別館1階 ☎ 68-0643、FAX 68-0547)
- ▶ **【寺井地区】 能美市寺井あんしん相談センター**
(寺井町た8番地1ふれあいプラザ2階 ☎ 58-6117、FAX 58-6733)
- ▶ **【辰口地区】 能美市辰口あんしん相談センター**
(緑が丘十一丁目49番地1 G-Hills内 ☎ 51-7771、FAX 51-7783)

◎具体的な相談内容(例)

- ・介護予防について、話を聞きたい。
- ・体が不自由になり、一人暮らしの生活や家事に不都合が出てきた。
- ・物忘れがみられたり、足腰が弱くなり転びやすくなった。
- ・障害福祉サービスを使って働きたい。
- ・日常の金銭管理を手伝ってほしい。

● 在宅介護を支える高齢者福祉制度

◎在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業

- 内容：対象となる高齢者等を自宅で介護する介護者に慰労金を支給します。
- 対象者：介護保険の認定が要介護3～5の在宅高齢者等を月に20日以上在宅で介護している介護者(ただし、上記の要介護在宅高齢者等の介護保険料算定の所得段階が、第1段階～第4段階に該当していることが必要)
- 支給額：月額13,000円

● 介護に関する福祉団体

◎能美市介護を考える会

- 活動内容：
 - ◆研修会の開催(介護知識や技術の習得/福祉知識の理解など)
 - ◆地域活動(ほっとあんしんサロン)
 - ◆関連団体との連携活動
- 会 員：介護者、介護経験者および介護に関心を持たれている方々



住民税非課税の方に申請書を郵送しています

プレミアム付商品券引換券の申請受付は11月30日まで

問 / 福祉課 (☎ 58-2230、FAX 58-2294)

対象者(令和元年度住民税非課税)の方には、8月上旬に申請書を郵送しています。商品券の購入を希望される方は、申請期限が11月30日(土)までですので、お早めに申請をお願いします。

- ▶ **申請窓口** 福祉課または寺井・根上窓口センター(郵送可)
- ▶ **販売期限** 令和2年1月31日(金)
- ▶ **販売場所**

(平日販売窓口 9時～17時)

- ◆根上郵便局 ◆寺井郵便局 ◆辰口郵便局
- ◆根上大浜郵便局 ◆粟生郵便局 ◆辰口緑が丘郵便局
- ◆根上道林郵便局 ◆佐野郵便局 ◆宮竹郵便局

(特別販売窓口 9時～17時)

- ◆能美市役所本庁舎……11月9日(土)12月14日(土)12月15日(日)
- ◆こくぞう里山公園交流館…11月24日(日)
- ▶ **利用期限** 令和2年2月29日(土)

商品券10枚綴表紙



商品券イメージ画像



商品券取扱店舗には上記ポスターの掲示があります。

商品券取扱店舗一覧は、市ホームページに掲載しています。一覧表が必要な方は福祉課または子育て支援課(☎ 58-2232)へお問い合わせください。



国民年金保険料を納付された方へ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

情報発信元 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納めた保険料の全額です(納付予定も含む)。上記の期間内に納めた過去の年度分や追納された保険料も控除の対象になります。

詳しくは下記へお問い合わせください。

- ▶ **問い合わせ** ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル ☎ 0570-003-004)
- ▶ **受付時間** 月～金曜日 8時30分～19時
第2土曜日 9時30分～16時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆配偶者などのご家族の負担すべき国民年金保険料を納めている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

◆社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を納めたことを証明する書類の添付が必要です。

◆平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください(令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納めた方へは、翌年2月上旬に送られます)。